

南丹都市計画地区計画の決定（亀岡市決定）

都市計画の中矢田町才ノ溝地区地区計画を次のように決定する。

名 称	中矢田町才ノ溝地区地区計画
位 置	亀岡市中矢田町才ノ溝、馬場ノ溝並びに上矢田町下垣内の各一部
面 積	約 0.2 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	<p>地区計画の目標</p> <p>本地区は、本市の中心部から南方約 2 km に位置し、民間事業者による宅地開発地が予定される地区である。</p> <p>本計画は、周辺の自然環境との調和を図りつつ、建築物の用途の制限により混在を防止し、敷地規模の保全や建築物の壁面の位置や塀の高さ等の制限を定めることにより、ゆとりと潤いのある郊外住宅地区としてふさわしい居住環境を形成し、維持、保全することを目標とする。</p>
	<p>その他当該区域の整備・開発及び保全に関する方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 土地利用の方針 周辺住宅地の居住環境との調和を図りつつ、主に低層住居専用住宅地としてゆとりと潤いのある居住環境の形成と保全を図る。 2. 地区施設の整備の方針 良好な住宅市街地の形成を図るため、道路等を適切に配置し、その保全を図る。 3. 建築物等の整備方針 専用住宅と地域住民の日常生活や文化活動上必要な用途を兼ねる住宅などに限定する。

地区整備計画	区域の面積	約 0.2 ha
	地区施設の配置及び規模	道 路 計画図表示のとおり 区 画 道 路 (6m)
	建築物の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 専用住宅（建築基準法別表第 2 (い) 項第 1 号に規定する「住宅」をいう。ただし、3 戸建て以上の長屋を除く。）</p> <p>(2) 住宅で建築基準法施行令第 130 条の 3 第 6 号に規定する学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設、第 7 号に規定するアトリエ又は工房の用途を兼ねるもの（3 戸建て以上の長屋を除く。）</p> <p>(3) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第 130 条の 4 に規定する公益上必要な建築物</p> <p>(4) 集会所その他これらに類するもの</p> <p>(5) 前各号の建築物に附属するもの（建築基準法施行令第 130 条の 5 に規定するものを除く。）</p>
	建築物の敷地面積の最低限度	<p>1. 150 m²</p> <p>ただし、2 戸建て長屋の場合は 300 m²</p> <p>2. 前項の規定は、巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第 130 条の 4 に規定する公益上必要な建築物の敷地については適用しない。</p>
	壁面の位置の制限	<p>1. 敷地境界線（隅切部分を除く。）から建築物の外壁又は、これにかわる柱（以下「建築物の外壁等」という。）の面までの距離の最低限度は 1.0m とする。</p> <p>2. 前項の規定は、次の各号の一に該当する建築物については適用しない。</p> <p>(1) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第 130 条の 4 に規定する公益上必要な建築物</p> <p>(2) 前項に規定する敷地境界線からの距離の最低限度に満たない部分の建築物の外壁等の中心線の長さの合計が 4 m 以下である建築物</p> <p>(3) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが 2.3m 以下の附属建築物</p>
建築物の高さの最高限度	9m	
かき又はさくの構造の制限	<p>1. 塀（生垣は含まない。）の高さ（建築物の地盤面からの高さをいう。）の最高限度は 1.2m とする。</p> <p>2. 前項の規定は、次の各号の一に該当するものについては適用しない。</p> <p>(1) 敷地境界線のうち敷地の前面道路の反対側の敷地境界線に面して設置する塀</p> <p>(2) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第 130 条の 4 に規定する公益上必要な建築物の保安上必要な塀</p> <p>(3) 門柱を兼ねる塀又は門柱と一体となった塀で、その高さが 1.2m を超える部分の中心線の長さの合計が 4 m 以下であり、市長がやむを得ないと認めたもの。</p>	

「区域は計画図表示のとおり」